

『平成二十三年東北地方太平洋沖地震による特定二次標準器の校正への影響に関して「計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程」の特例等を定める規程』（案）の運用について

特例規程を運用するため、特に留意すべき事項について、**枠囲み**により示します。

1. 特例規程に基づく届出等

(暫定的な最高測定能力を示す不確かさについての届出)

【第5条第1項】

特例省令第3条に規定する暫定的な最高測定能力の決定に係る書類は、次に掲げるものとする。

認定センターは提出された書類を確認し、JCSSホームページの当該登録事業者情報に、暫定的な最高測定能力を公表いたします。

【第5条第1項第2号】

特例特定二次標準器に相当する特定二次標準器について、これまで特定標準器により校正をされた際に得られている偏差、感度係数等の校正值及びこれらの値を時系列で示したグラフ

資料の作成にあたっては、参考資料2「特定二次標準器の経年的な変化に起因する標準不確かさを特例期間に応じて推定する場合の具体例」を参考にしてください。

【第5条第1項第3号】

特例期間における特例特定二次標準器の経年的な変化に起因する標準不確かさを推定するための考え方及びその手順

資料の作成にあたっては、参考資料2「特定二次標準器の経年的な変化に起因する標準不確かさを特例期間に応じて推定する場合の具体例」を参考にしてください。

【第5条第1項第4号】

暫定的な最高測定能力の決定の根拠となる測定の不確かさの見積もり表

認定センターに申請書類として提出している最高測定能力に係る不確かさの見積もり表（バジェット表）と同じ様式を用いてください。前号で求めた特例期間における特例特定二次標準器の経年的な変化に起因する標準不確かさを考慮し、暫定的な最高測定能力を見積もってください。

(証明書の記載事項の特例)

【第6条第2項】

登録事業者は、その特例特定二次標準器について校正を受けた後、当該特例特定二次標準器に相当する特定二次標準器を用いて計量器の校正を行ったときは、前項の規定は適用しない。

独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）の校正業務再開後に、特例特定二次標準器について特定標準器による校正を受けた後は特例特定二次標準器としての取扱いは終了します。その後、特定二次標準器を用いてJCSS校正を行ったときに発行するJCSS校正証明書には「拡張不確かさには特例期間に適用される当該特例特定二次標準器の経年的な変化に起因する不確かさが含まれるものである旨の情報」を記載する必要はありません。

(実施の方法を定めた書類)

【第7条第1項】

登録事業者は、その特例特定二次標準器について、当該特例特定二次標準器に係る施行規則第93条に規定する期間が満了した後、特例期間において当該特例特定二次標準器を用いて計量器の校正をしたときは、遅滞なく、特例省令第2条に規定する校正の期間を反映した登録規程第9条第6号に規定する書類を機構に提出しなければならない。

登録規程第9条第6号に規定する書類は「計量器の校正等に使用する設備（機器等）の管理の方法を記述した書類」のうち、特例特定二次標準器の使用により変更が生じた管理の方法について記述した書類を提出してください。

例えば、登録事業者がマネジメント文書として定める「設備管理規程」を改正せず、特例特定二次標準器を使用する特例期間のみを対象とする、特例特定二次標準器、（必要な場合はワーキングスタンダード及び校正用機器を含む）の管理方法について記述した文書で結構です。

【第7条第2項】

登録事業者は、その特例特定二次標準器について、当該特例特定二次標準器に係る施行規則第93条に規定する期間が満了した後、特例期間において当該特例特定二次標準器を用いて計量器の校正をしたときは、遅滞なく、前条第1項の規定により記載しなければならない情報を反映した登録規程第9条第7号に規定する書類を機構に提出しなければならない。

登録規程第9条第7号に規定する書類は「証明書発行の方法を記述した書類」のうち、JCSS校正証明書の様式を示す書類を提出してください。特例規程第6条第1項の「拡張不確かさには特例期間に適用される当該特例特定二次標準器の経年的な変化に

起因する不確かさが含まれるものである」旨の記載があれば、本項で求める記載事項が満たされているとみなします。

【第7条第3項】

登録事業者は、その特例特定二次標準器について校正を受けた後、当該特例特定二次標準器に相当する特定二次標準器を用いて計量器の校正を行ったときは、前二項の規定は適用しない。

産総研の校正業務再開後に、特例特定二次標準器について特定標準器による校正を受けた後は特例特定二次標準器としての取扱いは終了します。その後、特定二次標準器を用いて計量器の校正等を行ったときは、前二項に従って提出した「計量器の校正等に使用する設備（機器等）の管理の方法を記述した書類」、「証明書発行の方法を記述した書類」について新たに提出する必要はありません。

2. 特例特定二次標準器について特定標準器による校正を受けた後の手続きについて

- 産総研の校正業務再開後、特例特定二次標準器について特定標準器による校正を受けた後は特例特定二次標準器としての取扱いは終了します。
- 産総研の特定標準器による校正が終了した場合は、その旨を認定センターにメール又はFAXで報告してください。

報告先：認定センター 計量認定課宛

メール：jcss@nite.go.jp

FAX：03-3481-1937